

感染症・食中毒の予防及びまん延の防止のための指針

社会福祉法人北斗（以下「当法人」という）は、利用者の健康と安全を守るための支援が求められる福祉サービス事業者として、感染を未然に防止し、発生した場合は感染症が拡大しないよう、速やかに対応する体制を構築するとともに、利用者の健康と安全を継続的に守るため、本指針を定める。

1. 感染症・食中毒の予防、まん延防止に関する基本的考え方

当法人における、感染症・食中毒の予防及びまん延防止対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い福祉サービス支援の提供を図ることができるよう、感染対策マニュアル・感染症業務継続計画（BCP）などのマニュアルおよび社会的規範を遵守するとともに、適正な感染対策の取組みを行う。

2. 感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等の整備

(1) 平時時の対応

①施設内の衛生管理

事業所では感染症・食中毒予防のため、施設内の衛生保持に努める。またキッチン、洗面所・トイレ・汚物処理室の整備と充実に努めるとともに、日頃から整理整頓を心がけ、換気、清掃・消毒を定期的を実施し、施設内の衛生管理、清潔の保持に努める。

②日常のケアにかかる感染症対策

職員の手洗い、手指の消毒を徹底し必要に応じてマスクを着用する。また、血液・体液・排泄物・嘔吐物等を扱う場面には細心の注意を払い、適切な方法で対処する。利用者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、利用者の健康状態を常に注意深く観察することに留意する。

③面会者・外来者への衛生管理の周知徹底を図り、まん延防止に努める。

(2) 発生時の対応

感染症発生時には基本的に感染対策業務継続（BCP）に沿って対応を行う。

① 発生状況の把握

感染者が発生した場合や、それが疑われる状況が発生した場合には、感染者の状況を速やかに管理者に報告し、講じた措置を記録する。

感染者の感染原因や感染ルート、行動の把握など必要な情報収集を行う。

②感染拡大の防止

感染者が発生したとき、それが疑われる状況が生じたときは、必要に応じて感染者を隔離し、マニュアルに従い感染防止策を実施する。

③ 関係機関との連携

必要に応じて、協力医療機関との連携や搬送を行い、適切な医療処置を速やかに受けられるよう対応する。また報告が義務付けられている感染症については、すみやかに保健所へ報告し、指示を仰ぐほか、今後の対応について相談する。

④ 行政への報告

感染症の発生状況等に応じて、必要箇所の行政機関へ報告を行う。

3. 感染症・食中毒の予防及びまん延防止に関する体制

①設置目的

感染症・食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討するため、感染症・食中毒の予防及びまん延防止対策委員会を設置する。

②感染症・食中毒の予防及びまん延防止対策委員会の構成員

管理者を委員長とし、多職種から選考し委員として選任する。

③感染症・食中毒の予防及びまん延防止対策委員会の開催

委員会は感染症が発生しやすい時期を考慮しながら、3か月に1回以上開催する。その他、必要に応じて開催する。

④感染症・食中毒の予防及びまん延防止対策委員会の主な役割

感染症・食中毒の予防対策及び発生時の対応の立案

各指針・感染対策業務継続（BCP）等の作成・改訂

利用者の感染症の把握と対応策

感染症発生時の対応と報告

⑤職員研修の実施

定期的な教育・研修を年2回以上実施する。新規採用者には、採用時に研修を行う。

<適用事業所>

- ・特別養護老人ホーム杜の街・ショートステイ杜の街
- ・地域密着型特別養護老人ホーム杜の街・ショートステイ北斗
- ・デイサービス杜の街

<附則>

本指針は、2024年10月1日から適用する。